# ポュ里ネット 石方:皮力:より

# 第17号

令和3年6月発行 砺波市土地改良区







# 就任ご挨拶

# 理事長 吉 田 孝 夫

組合員の皆様には日頃から砺波市土地改良区の運営 並びに農業農村整備事業の推進にご理解ご協力を頂き 厚く御礼申し上げます。

本年2月に総代の改選があり、3月の第35回通常総代会に於きまして新役員が承認され、その後の組織役員会の互選により新しく理事長の重責を担うことになりました。もとより微力ではありますが、誠心誠意相勤める所存にございますので、ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、近年土地改良をめぐる環境は随分変わっています。国は担い手の農地集積目標を8割と掲げ、農地の 集積集約を進めた農地整備事業に対し、達成状況に応じ て農家負担を促進費で補う画期的な制度を進める他、 新たな土地改良長期計画ではスマート農業の実装を 加速し、コスト削減による農業の成長産業化を打ち出しています。

本年に入り、新型コロナワクチンの海外依存の厳しさを 目の当たりにする中では、改めて食糧自給率を高め食糧 安全保障の力をつける重要性を痛感していますが、農水 省も同様の思いなのか3年度予算のサブタイトルは「食糧 安全保障の確立と国土保全に向けて」と名付け、農業農村整備事業に於いて農業競争力強化として農地の大区画化等、国土強靭化として、防災減災対策等に補正と当初を合わせ6,300億円が措置されています。

また、県の予算につきまして当土地改良区管内に於ける 県営農地整備事業等は継続3地区に加え、新規に五鹿屋 鹿島地区の事業実施が予定され、更に今後計画する複数の 地区につきましても、砺波市と連携し早期採択を目指します。

今後とも管内の実情に的確に対応し、団体営事業等に つきましても最善を尽くして参りますので、引き続き皆様の お力添えをよろしくお願い申し上げます。

目 次	
■就任ご挨拶	— P1
■新総代/新役員	— P2
■総代会/新規事業 県営農地整備事業 五鹿屋鹿島	地区 P3
■令和元年度財務状況の公表	— P4
- 佐工工事の切み	DE

- 令和3年度予算/賦課金納入/とやま水土里コンクール受賞 P6 ■ 賦課金納付のご案内が変わります P7
- ■県営農地整備事業 若林地区 完工式/お願い P8

# ■新総代90名 就任 ———

令和3年1月27日公告の総代選挙は無投票により次の90名が当選されました。

#### 総代任期

令和3年2月25日~令和7年2月24日

区	地	区							総代	氏 名					
	庄	下	山田	興一	水野	和人	蔦	雅毅	岡本	年生					
第 1	中	野	岩原	信一	横山	昭助	南部	哲朗	藤井	正昭	藤井	浩和			
選挙区	南角	设 若	松本	千治	扇澤	健雄	石野	伸二	池田	嘉光					
	柳	瀬	松本	正裕	北村	孝敏	宮嶋	信芳							
	太	田	松山	勉	宮部	美昭	安念	幹倫	平木	伸幸	竹田	光壮			
第	出	町	島田	久之	川邉	知秀	荒木	宗樹							
第2選挙区	五月	鬼 屋	上銘	安男	吉川	徹一	宮嶋上	化呂志	小幡	孝三	荒木	茂			
学	東	5 尻	三部	隆雄	川邉	忠光	川邉	外之	河合	明人	河合	吉郎			
	鷹	栖	林	功	大矢	讓二	吉田	弘	澤田	栄治	宮本	誠次	山田	源治	
第	若	林	三谷	尚慶	東川	雅弘	吉田	健人							
3	1	木	宮田	敏義	渡邉	秀夫	平田	博	新藤	英治	高橋	裕	藤塚	雅樹	佐武久美昭
第3選挙区	高	波	稲川	洋昭	鈴木	繁則	佐々ス	<b>大孝志</b>	林	喜久雄	川原	國昭	河原	幸夫	
	油	田	中本	吉則	浅谷	節朗	鍋谷	政博	高桑	義則					
第	般	若	久田	純一	千保	由治	林	誓志	村岡	修一	坂井多	多鶴夫	福田	稔也	
第4選挙区	東	设 若	森	和敏	竹端	春行	長久	紀一	吉田	秀治	石崎	薫			
挙	梅村	亶 野	信田	博丈	荒井	孝男	浦島	健治	齊藤	政治					
	梅村	直山	原野	敬司	髙木	康壽	順徳	啓子							
第	種	田	石黒	勉	嶋田	武夫	廣島	隆	新井	孝志					
第5選挙区	青	島	齋藤	修一	米道	有正	島田	和民							
挙	雄	神	小谷	秀三	堀田	敬三	大井	政信							
	金	屋	野村	保	松原	哲男									
	合	計							計 9	00名					

※堀田敬三総代は、令和3年3月10日都合により辞任されました。

# ■新役員決まる -----

令和3年3月29日に組織役員会が開かれ、新しい役員体制が次のとおり決まりました。

#### 役員任期

令和3年4月1日~令和7年3月31日

#### ■理事

区	地 区	氏 名
	庄 下	庶務会計担当 小竹 勝則
第 1	中 野	藤井 英樹
被選	南 般 若	松永 義則
1被選挙区	太 田	尾田 武之
	柳瀬	田嶋 光範
第	出 町	工事管理担当 神島 敏之
第2被選挙区	五 鹿 屋	上江 崇春
選挙	東野尻	水木 修
区	鷹栖	澤田 憲男
第	若 林	副理事長 中村 栄克
3 被	林	横川三千夫
第3被選挙区	高 波	仁木 芳行
区	油 田	齊藤 和雄

区	地 区	氏 名
第	般 若	高畠 尚志
第4被選挙区	東 般 若	理 事 長 吉田 孝夫
選挙	栴 檀 野	山岸 銀七
区	栴 檀 山	竹部 豊一
第	種 田	前野 久
5   被	青 島	柴田 秀之
第5被選挙区	雄神	堀田 敬三
区	金屋	小川 修司

#### ■監事

被選挙区	氏	名	
第1 ~ 第4	総括監事	津田	陽一
第1 ~ 第4		西島	靖昌
第1 ~ 第4		水戸	哲男
員 外		坂井	一雄

# 第34回 臨時総代会 開催

開催日 令和2年11月14日(土) 総代数 90名議長 齊藤 和雄総代 出席者数 82名

#### 付議事項

議案第15号 令和元年度事業報告、一般会計及び特別会計収支決算並びに

財産目録

議案第16号 県営土地改良事業計画の変更について

議案第17号 団体営土地改良事業計画について

議案第18号 定款の一部変更について

議案第19号 令和2年度事業計画の変更、一般会計及び特別会計収支補正予算

議案第20号 令和2年度長期借入金及び短期借入金の借入変更について

議案第21号 県単独農業農村整備事業にかかる債務負担行為(ゼロ県債)工事

の実施について

※上程された議案はすべて議決されました。



# 第35回 通常総代会 開催

開催日 令和3年3月13日(土) 総 代 数 89名 議 長 原野 敬司 総代 出席者数 85名



#### 一付議事項

議案第1号 令和2年度事業計画の変更、一般会計及び特別会計収支

(第2回)補正予算

議案第2号 県営土地改良事業計画について

議案第3号 定款の一部変更について

議案第4号 令和3年度事業計画及び収支予算

議案第5号 令和3年度組合費の賦課及び徴収方法について 議案第6号 令和3年度長期借入金及び短期借入金について

議案第7号 令和3年度引当資産及び積立資産並びに余裕金の預入先

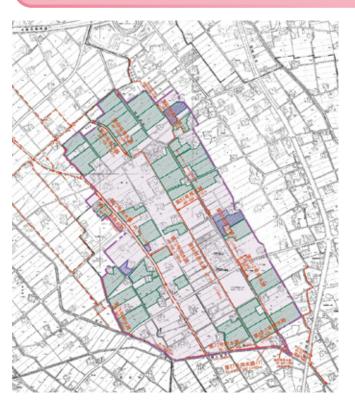
について

議案第8号 令和3年度役員報酬及び費用弁償について

議案第9号 令和3年度農地転用等地区除外決済金について 議案第10号 役員選挙について

※上程された議案はすべて議決されました。

# 新規事業 県営農地整備事業 五鹿屋鹿島地区



本地区は、昭和45~53年に県営ほ場整備事業「五鹿屋地区」で30~40aに整備された区域で、鹿島地内を中心としている。

近年、ひび割れや目地の欠損部が多い状態であり、水路の 老朽化が著しく水管理や維持管理に多大な労力を費やしているとともに、漏水等により、農業用水の確保に支障が 生じるなど営農に支障をきたしている。また、たまねぎ栽培の 拡大、さらなる担い手への農地集積を図る上で基盤整備が 必要になっている。

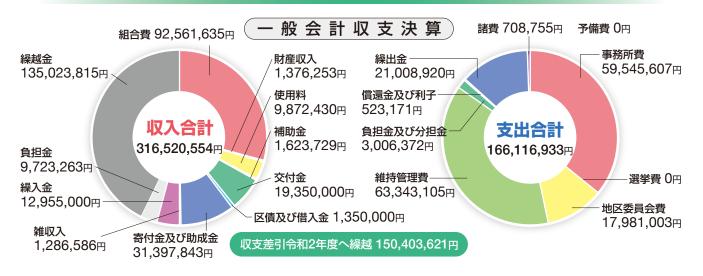
このため、本事業により、農業用用水施設の機能を回復し、一部区画の大区画化を進めることにより、担い手への農地集積を促進することで、農業経営の効率化・安定化を図る。

#### ■事業概要

所在地	砺波市鹿島、五郎丸、荒高屋
受益面積	65.3ha
事 業 費	650,000千円
事業期間	令和3年度から令和8年度
負担区分	国50% 県27.5% 市11% 地元11.5%

# 令和元年度財務状況の公表

(令和2年5月31日調製)



#### 特別会計土地改良事業収支決算 予備費 0円 繰越金 事業費 36,895,910円 258,859円 組合費 86,222,609円 50,648,106円 繰出金 負担金 1,641,000円 9,477,640円 繰入金 償還金 収入合計 支出合計 及び利子 16,672,460<del>□</del> 269,935,182円 224,819,943<sub>円</sub> 64,281,503<sub>円</sub> 雑収入 469,887円 補助金 区債及び 63,338,179円 借入金 負担金及び分担金 92,433,000円 72,415,972<sub>円</sub> 収支差引令和2年度へ繰越 45,115,239円

#### 令和元年度 特別会計収支決算

(単位:円)

会 計 名	収入額(繰越金を含む)	支 出 額	令和2年度への繰越額
農地転用決済金	36,018,127	4,317,540	31,700,587
基本財産積立金	161,647,803	0	161,647,803
地区委員会運営積立金	233,113,644	7,631,000	225,482,644
土地改良事業積立金	152,762,183	6,200,000	146,562,183
役員退任功労金積立金	3,032,523	0	3,032,523
職員退職給与積立金	13.776.271	0	13,776,271

#### 令和元年度 財産目録

(単位:円)

(1) \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\
(1) 資産の部
1. 流動資産778,240,316
・現金及び預金195,518,860
・未収賦課金 280,445
・特定資産(出資金) 239,000
・特定資産582,202,011
農地転用決済金31,700,587
基本財産積立金
地区委員会運営積立金 225,482,644
土地改良事業積立金146,562,183
役員退任功労金積立金 3,032,523
職員退職給与積立金13,776,271
2. 固定資産26,620,241
・土 地 (鷹栖・金屋地区) 15,423,725
・機械器具 車輌 2 台 2,846,620
・備 品 事務所備品 8,349,896
資産合計804,860,557

#### (2) 負債の部

2 C D C C E E	
1. 長期負債 528,5	
・株式会社 日本政策金融公庫 (160件) 493,4	
・となみ野農業協同組合 (10件)	
・全国土地改良事業団体連合会 (3件)9,6	61,000
2. 短期負債582,2	02,011
農地転用決済金31,7	,
基本財産積立金161,6	
地区委員会運営積立金 225,4	
土地改良事業積立金······· 146,5	
役員退任功労金積立金 3,0	
職員退職給与積立金13,7	76,271
負債合計1,110,7	16,828

#### ■組合員のみなさまへ

決算関係書類を組合員のみなさまへ公表しております。令和2年度 決算分は、令和3年6月30日から公表いたします。当土地改良区事務所 で閲覧できますので、ご希望される方はお問い合わせください。

# 令和2年度 施工工事の紹介〈工事完成写真〉

# 維持管理適正化事業 頼成ファームポンド安全施設整備工事(砺波市徳万地内)







維持管理適正化事業 安川第1パイプライン外水管橋補修工事(砺波市安川外地内)







農業用水路安全対策事業 柳瀬10-1号用水路安全施設整備第1工区工事(砺波市柳瀬地内)







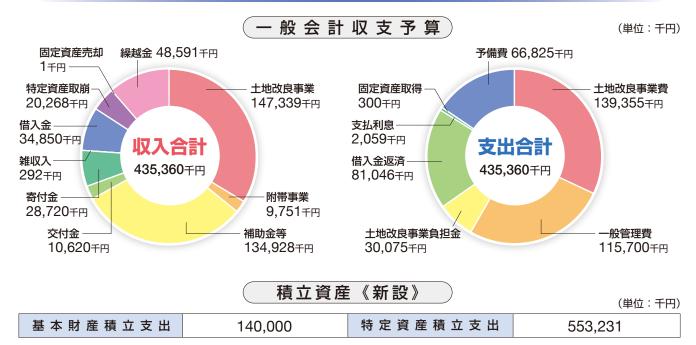
維持管理適正化事業 苗加2-3号排水路整備工事(砺波市苗加地内)







## 令和3年度予算



※複式簿記に移行するため、国の例に倣い予算項目を変更しました。

また、特別会計は残金をすべて一般会計に繰り出して令和2年度をもって廃止し、積立資産を会計外に新設しました。

# 令和3年度 賦課金納入について

令和3年度の当土地改良区の賦課金は下記のとおりとなっておりますので、お知らせします。

賦課基準日

令和3年4月1日現在の土地原簿に記載された土地の地積による。

賦課徴収額

各地区委員会の賦課金の単価による。

徴収時期

 《第1期》
 納期
 令和3年6月30日

 経常賦課金(事務所費)
 50%

 経常賦課金(事務所費以外)
 100%

 特別賦課金
 50%

《第2期》 納期 令和3年11月30日

経常賦課金(事務所費) 50% 特別賦課金 50%

年賦課総額が 20,000 円未満の場合は、第1期に全額 徴収させていただきます。

# 令和2年度とやま水土里コンクール 土地改良事業部門 知事賞受賞 東般若地区委員会

土地改良施設の有する多面的機能の発揮等、優れた維持管理活動を実施している団体・個人に授与されるとやま水土里賞を東般若地区委員会が受賞しました。

東般若地区委員会は、ほ場整備後約40年が 経過し水路からの漏水により高収益作物の導入 が困難な状況下で、農家や集落の要望に迅速に 対応し、短期間で事業化に至りました。そして、 経営体育成基盤整備事業を契機に地域営農の 効率化を進めたことが評価されました。



# 賦課金納付に口座振替をご利用の方へのご案内が変わります。

	4	÷≭⊓3	年度	砺波	# +	- 地改	良区	賦課金证	(口座振替者用 <b>新 知 書</b>
i	番号	1,42	, ,,,,,,	100 100	.,			10-1 10-1 XXL X	
	Ŧ	:							1.20
İ								様	
- <del>-</del>	÷ <b>∓</b> 13	年6月	1日		事長			:	
	座提	替		金融機制 名義	幹				
ŧ	長替:	先		→野農協 -	本店	(普通)04	001843		砺波市土地改良区
		賦	課種	别	ļ	面	债 ㎡	1叫泉竹葉個	明 賦課金額 月
算					1				1
出基	   						•		
礎	ļ	ı					1		
	-	٠	和3年	r <del>tr</del>	 Hada	課金合	 •≢4		l P1
<del>-</del>		T- 		178.		期分	<b>=</b> 1		<u>ワ</u> 第2期分
	賦	課金					H.		円
l r	納	期間				6月30		1	3年11月30日 こついて不服がある
付記	第令さす 2 は 3.場つ砺 の 戦第 ことに 変形	条第2項 年4月1 全土 課期 助この 動この 記の 記の 記の 記の 記の 記の 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し 記し	(の規定) 日現在に 計額 ない 計額 ない かい	の土地原 対して賦 200円未2	海果 め 服こ以がとり	記ま 合 あ知に、 「特別310 5の会権	合課日地話 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	前記の審査: 知書のあっ 起算して6か 区をすること 関東でに完報 数に応じて 到につき100	これ、不服から、この たことを知った日の 月以内に、研究は して、賦定の取消し とができます。 は、年146%の延満 、年146%の延満 円の替促手数料を

令和3年6月1日

組合員各位

砺波市土地改良区 理事長 吉田 孝夫

令和3年度 賦課金通知書の送付について

本年度の賦課金通知書の送付を致します。あなたが指定された金 融機関の口座から口座振替の方法によって振替手続きを行います。

#### ◆ 口座振替のご案内

本年度の賦課金と納期限は左記のとおりです。指定の金融機関口座から振替えさせていただきます。ご案内は年1回です。各納期限までに口座残高をご確認ください。 口座振替により納付された場合は、領収書は発行いたしませんので が状況についてはお届けの指定口座をご確認ください。 また、残高不足等の理由により振替えできなかった場合は、後日送 付する納付書によって金融機関窓口で納付をお願いします。

#### ◆ 変更のお届けについて

土地改良区の地区内の土地について組合員たる資格を取得または喪失された場合(農地の相続、売賞、贈与、交換又は転用等)には、その旨を土地改良区に届け出なければなりません。届け出がなければ台帳等の修正はされず、そのまま賦課されますので必ず届け出をお願いします。届出用紙は当事務所にありますのでご連絡ください。

住所や氏名等に誤りがありましたら、恐縮ですが正しいものをお知 らせくださいますようお願いいたします。

〒 932-0314

富山県砺波市庄川町青島401番地

砺波市土地改良区

TEL 0763-82-5801 FAX 0763-82-5826 (平日午前8時30分から午後5時15分)

#### 変更の内容は

- ●賦課金通知書の配付は6月の年1回となります。
- ②領収書は、口座振替後の通帳の記帳をもって代えさせていただきます。
- 🔞 賦課総額が20,000円未満の場合は、第1期に全額納付となります。(総代会で議決されました。)

領収書が必要な方は、砺波市土地改良区へご連絡ください。証明書を郵送いたします。

# 県営農地整備事業 若林地区完工式



県営農地整備事業(経営体育成型)若林地区の完工 式が令和2年10月2日、若林農業集落センターにおいて 約50人の関係者が出席して執り行われました。

平成26年度から6年間の歳月をかけ総事業費4億5千 5百万円を投じて用排水路等が整備されました。

#### ■事業概要

所在地	砺波市狐島、西中							
受益面積	74.4ha							
事業費	455,000千円							
事業期間	平成26年度から令和元年度							
負担区分	国50% 県27.5% 市11% 地元11.5%							

※地元負担については、農地の集積集約の達成状況に応じて軽減されます。

#### お願い

#### 次のようなときは、必ず土地改良区に届出をしてください。

(届出用紙は、事務所に準備してありますので必要な方はお電話ください。)

#### ◎組合員の資格に移動があった場合

- ・組合員の住所や組合員名を変更するとき。
- ・農地の売買、交換、贈与等で名義変更をされたとき。
- ・農業者年金の受給又は、老齢等で後継者に経営 移譲するとき。
- ・組合員が亡くなられ農地を相続されたとき。
  - ※これらの場合は、土地改良法により通知が義務付けられています。市や法務局等の公共機関で手続きを行っても直接土地改良区に届出がなければ台帳等の修正は行われませんので、ご注意ください。

#### ◎土地改良施設を使用する場合

・土地改良施設を農業用以外の目的で使用する とき(水路を横断する橋梁の設置等)は、土地 改良区への届出が必要です。他目的使用申請 書の提出及び使用料を納付していただきます。

#### ◎農地を転用する場合

- ・農地を転用するときは、農地転用等の通知書、地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の書類を提出してください。農地転用決済金の納付も必要です。
- ・土地改良区では、その転用により土地改良事業の受ける 影響を調査検討したうえで「意見書」を交付します。

## ○農地を公共用地 (道路・河川・宅地等) に買収された場合

- ・地区除外申請書及び組合員資格得喪通知書の提出と農地 転用決済金の納付が必要となります。
  - ※これらの手続きが行われないと、土地改良区の地区から除外 されずいつまでも賦課金が生じますのでご注意ください。
  - ※「決済金」徴収の趣旨は、残存農地が将来過重負担にならないように土地改良法第42条及び地区除外等処理規程により事業負担金及び長期負債借入金並びに施設の維持管理費等の負担額を一時払いをもって決済していただくものです。



# 砺波市土地改良区

事務所 〒932-0314 富山県砺波市庄川町青島401番地 (砺波市役所庄川支所内)

TEL (0763)82-5801 FAX (0763)82-5826 H P http://www.tym-midori.net/tonamishi/ 令和3年3月31日現在

受益面積 4,696.2ha 組合員数 5,614人 関係市町村 砺波市、高岡市、小矢部市、南砺市、富山市

組 総代 89名…任期 令和3年2月25日から令和7年2月24日 理事 21名・監事 4名

…任期 令和3年4月1日から令和7年3月31日